

志免町受動喫煙防止条例

(目的)

第1条 この条例は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことが明らかになっており、国も2020年4月の全面施行を目指し、健康増進法を改正し、受動喫煙対策を強化する。このことから、たばこの煙にさらされていることによる健康被害について速やかに施策を講じ、更なる関心と理解を深める必要がある。このような認識に基づき、町民、保護者、事業者及び施設管理者の役割及び町の責務を明確にするとともに、受動喫煙を防止するための措置を定め、町民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のものをいう。以下同じ。）の煙を吸わされることをいう。
- (2) 受動喫煙防止対策 不特定又は多数の者が出入りすることができる施設等における受動喫煙を防止すること及びその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。
- (3) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。）
- (4) 公共的施設 公共的空間を有する施設として別表に掲げるものをいう。
- (5) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (6) 施設管理者 公共的施設の管理・運営の権限を有する者をいう。
- (7) 禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域とすることをいう。
- (8) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。

(町の責務)

第3条 町は、受動喫煙による町民の健康への悪影響を未然に防止するための環境整備を推進する責務を有する。

- 2 町は、町民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するための情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。
- 3 町は、受動喫煙の防止に関する施策について、町民、事業者及び施設管理者と連携及び協働して実施しなければならない。
- 4 町は、自ら設置又は管理する、施設について、受動喫煙による町民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。
- 5 町は受動喫煙防止対策を行う際には受動喫煙防止対策助成金等を町民に普及啓発し活用を促すものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないように努めるとともに、事業者、施設管理者及び町が行う受動喫煙の防止等に関する措置及び施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者及び施設管理者の役割)

第6条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する環境整備に取り組むとともに、町が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び協働)

第7条 町民、保護者、事業者、施設管理者及び町は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

(受動喫煙防止等)

第8条 公共的施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて敷地内禁煙又は施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象施設の区分	
1	小学校、中学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設
2	病院又は診療所、その他これらに類する施設
3	旅客の運送の用に供する自動車その他の車両
4	高齢者施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設その他これらに類する施設
5	公共施設